

資料② 多面的機能支払交付金の活用



多面的機能支払交付金でできること

- 🌱 資源向上活動（共同活動）で $\left\{ \begin{array}{l} \bullet \text{ 畔塗り} \\ \bullet \text{ 畦畔の嵩上げ} \\ \bullet \text{ 田んぼダム堰板の購入} \end{array} \right\}$ が可能！
- 🌱 資源向上活動（施設の長寿命化）で { 排水柵の設置 } が可能！

＜大分県多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）＞ 【別紙2】地域活動指針 資源向上活動（共同活動）

2 農村環境保全活動 2) 実践活動

Ⅰ 水田の貯留機能増進・地下水かん養

48 水田の貯留機能向上活動

- ・大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。
- ・大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げや畔塗り等を行うこと。ただし、前述の排水調節の活動を行う場合に限る。

3 多面的機能の増進を図る活動

55 防災・減災力の強化

- ・水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。



多面的機能支払交付金の加算措置について

- 🌱 田んぼダムに取り組む場合、資源向上支払（共同）の単価に加算することができます。

※市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づいて、資源向上支払（共同）の活動項目「48 水田の貯留機能向上活動」または「55 防災・減災力の強化」の取り組みとして「田んぼダム」を実施してください。

⇒詳細は資料③へ



資料③ 多面的機能支払交付金の加算措置



●田んぼダムに取り組む場合、資源向上支払(共同)の単価に加算できます。

[田んぼダムの取組を位置づけ可能な項目]

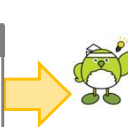
- ・(2)農村環境保全活動のうち「水田貯留機能増進・地下水かん養」または
- ・(3)多面的機能の増進を図る活動のうち「防災・減災力の強化」

例① 農地維持のみに取り組む組織の場合

◎(2)農村環境保全活動のうち「水田貯留機能増進・地下水かん養」に位置づけた場合。

※(1)施設の軽微な補修についても取り組む必要があります。

【農地維持支払】	
(1)地域資源の基礎的な保全活動	
(2)地域資源の適切な保全管理のための推進活動	
3,000円/10a	



【資源向上支払(共同活動)】	
(1)施設の軽微な補修	
(2)農村環境保全活動	
1,500(2,000)円/10a	

【交付単価合計】
= 4,500(5,000)円/10a



さらに加算

【田んぼダム加算】
300(400)円/10a

【交付単価合計】
4,800(5,400)円/10a

※()内は共同活動取組5年以内の地区

例② 農地維持 + 資源向上共同活動の(1)(2)まで取り組む組織の場合

◎(3)多面的機能の増進を図る活動の「防災・減災力の強化」に位置づけた場合。

※(2)農村環境保全活動は田んぼダム以外の活動を位置づける。

【農地維持支払】	
(1)地域資源の基礎的な保全活動	
(2)地域資源の適切な保全管理のための推進活動	
3,000円/10a	



【資源向上支払(共同活動)】	
(3)多面的機能の増進を図る活動	
300(400)円/10a	

【交付単価合計】
= 4,800(5,400)円/10a



さらに加算

【田んぼダム加算】
300(400)円/10a

【交付単価合計】
5,100(5,800)円/10a

※()内は共同活動取組5年以内の地区

例③ 農地維持 + 資源向上共同活動の(1)(2)(3)まで取り組む組織の場合

◎もちろん、田んぼダム加算のみでもOKです！

【農地維持支払】	
(1)地域資源の基礎的な保全活動	
(2)地域資源の適切な保全管理のための推進活動	
3,000円/10a	



【資源向上支払(共同活動)】	
(1)施設の軽微な補修	
(2)農村環境保全活動	
(3)多面的機能の増進を図る活動	
1,800(2,400)円/10a	

加算

【田んぼダム加算】
300(400)円/10a

【交付単価合計】
= 5,100(5,800)円/10a

※()内は共同活動取組5年以内の地区



田んぼダム加算の要件

<資源向上支払(共同活動)の加算単価>

400円/10a

※共同活動取組5年以上または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額となります。 $400 \times 0.75 = 300$ 円/10a

<加算要件>

- ・田んぼダムの実施計画を事業計画書に記載すること
- ・農村環境保全活動のうち「水田貯留機能増進・地下水かん養」または多面的機能の増進を図る活動のうち「防災・減災力の強化」のいずれかを活動項目に位置づけて取り組むこと
- ・事業計画期間中に資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと(広域活動組織にあっては全体面積ではなく、取り組む集落単位で5割以上あればOK)